

議案第 47 号

里庄町職員定数条例の一部改正について

里庄町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

部局間の定数の調整を行い、町政執行水準の確保・充実を図る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

平成 27 年 9 月 日 公布
里 庄 町 条 例 第 号

里庄町職員定数条例の一部を改正する条例

里庄町職員定数条例（昭和 38 年里庄町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「57 名」を「59 名」に、同条第 3 号中「24 名」を「22 名」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。